

呉市指定管理者制度移行計画

【平成21年6月版】

1 指定管理者制度導入の基本方針

(1) 基本的な考え方

本市では、平成18年1月に策定した「呉市指定管理者制度移行計画」に基づき、市が設置するすべての公の施設について、公共性、公益性、効率性など幅広い視点での検証を行い、指定管理者制度を導入することにより効率的な運営と経費の縮減が見込める施設や市民サービスの向上が期待できる施設については、積極的に同制度の導入を進めています。

その結果、現在（平成21年4月1日現在）までに本市の公の施設570施設のうち162施設（28.4パーセント）について、指定管理者による管理を行っています。

今後も、法令の規定により市が直接管理しなければならない施設や、業務の特殊性、専門性等を考慮して市が直接サービスを提供することが適当である施設を除き、積極的に指定管理者制度の導入及び導入に係る継続的な検討を行っていきます。

平成21年度末には、同制度を導入した162施設のうち141施設について指定管理者の指定期間が終了することなどから、施設所管課の検討内容や他自治体の動向なども踏まえ、より一層の市民サービス向上と経費縮減を目指し、移行計画の見直しを行うものです。

今回の見直しの具体的な内容としては、指定期間の延長のほか、制度導入の対象とする施設及び公募方式を採用する施設の拡大などについての見直しを行い、指定管理者制度のより積極的な活用、充実等を図るものです。

(2) 指定管理者の候補者の選定方法

原則として、公募方式により候補者の選定を行うものとします。

ただし、地域団体等による管理が適当である各地区の老人集会所、漁港施設、老人福祉センター、児童館等の地域密着型施設や、非公共施設との複合建物から成る施設など公募することが明らかに非効率である施設等については、引き続き非公募方式による候補者の選定を継続します。

また、複数の施設を一体的・総合的に管理することにより、施設相互の連携が図られ、効率的な管理が期待できる施設については、複数の施設を一括して公募することができるものとします。

(3) 議員等の兼業の禁止

地方自治法の兼業禁止規定は、指定管理者については適用されませんが、本市においては、指定管理者の選定に当たって、より高い公平性・透明性を確保するという観点から、当該兼業禁止規定に準じた取扱い（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人（地方自治法施行令第122条及び第133条）又は公共的団体を除く法人の役員等について兼業を禁止する取扱い）を行い、募集要項にも明記します。

【地方自治法上の兼業禁止規定】

- ・地方自治法第92条の2 議員の兼業禁止
- ・地方自治法第142条 長の兼業禁止
- ・地方自治法第166条 副市長の兼業禁止
- ・地方自治法第180条の5 委員の兼業禁止

(4) 指定管理者の指定期間

サービス提供の継続性の確保、指定管理者の安定経営及び施設所管課の事務効率の向上などの理由から、現行で原則として4年間としている指定期間を1年間延長し、原則として5年間とします。

ただし、施設運営のために必要な機器の償却に相当の期間を要するなど各施設の特別な事情がある場合はこれを勘案し、引き続き適切な期間を個別に設定することができるものとします。

(5) 指定管理者の指定

指定管理者の指定に当たっては、次に掲げる基準に照らして審査した上、当該公の施設の管理を行わせることが最も適当であると認められる団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとします。

【審査基準】

- | |
|---|
| ア 事業計画書の内容が、当該公の施設を利用しようとする者の平等な利用が図られるものであること及び利用促進が図られるものであること。 |
| イ 事業計画書及び収支予算書の内容が、当該公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 |
| ウ 当該公の施設の管理を安定して行う能力を有していること。 |
| エ その他当該公の施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準 |

(6) 選定委員会の設置

指定管理者を公募する場合は、選定委員会を設置し、候補者を選定するものとします。

また、選定の公平性・透明性・専門性を高めるため、委員に民間の専門家等を加えるものとします。

なお、関係職員等が応募団体の役員等になっている場合には、当該職員等を選定作業から除外するなど、公平・公正な選定となるよう適切な措置をとるものとします。

(7) モニタリングの実施

施設の設置者としての責任ある管理運営と市民サービスの更なる向上を図るため、全施設を対象として、現在行っているモニタリングを引き続き実施します。

また、可能な施設から、市と指定管理者で構成する（仮称）施設運営協議会を設置し、定期的に連絡会議を開催することにより管理運営に係る情報の共有化と課題解決に向けた連携を深めるとともに、モニタリングの客観性・透明性を高めるため、第三者を構成員とする（仮称）評価委員会の設置を検討することとします。

(8) 協定内容の透明性の向上

議会や市民への説明責任を十分に果たすため、協定書の記載事項につき改めて整理・検討を行い、再委託の範囲、リスク分担の内容、自主事業と委託事業との区分、修繕料に係る支出基準、指定管理者交代時の引継項目などの基本的事項の記載について可能な限り共通化を図り、市と指定管理者との関係について透明性の向上を図ることとします。

2 今後の各施設の管理手法

【総括表】

管理方式	施設数	備 考
指定管理	292	公 募：209施設（うち導入済79施設） 非公募： 83施設（うち導入済83施設）
直 営	279	
合 計	571	

現在PFI事業により管理を行っている呉市斎場を除く。

(1) 指定管理者制度を導入することが効果的と思われる施設

ア 公募対象施設

所管部等	更新又は導入年度	施 設 名	施設数
総務企画部	H23年度以降	豊浜多元情報システム施設 豊有線テレビジョン放送施設	2
福祉保健部	H22年度	呉市福祉会館 呉市老人福祉センターみはらし荘 下蒲刈介護福祉センター 蒲刈高齢者生活福祉センター 呉市郷原保育所（ <u>呉市保育所</u> ）	5
	H23年度以降	蒲刈小規模通所授産施設 グループホーム蒲刈 呉市国民健康保険安浦診療所 呉市吉浦保育所 呉市坪内保育所 呉市総合ケアセンターさざなみ <u>呉市国民健康保険音戸診療所</u> （ <u>呉市保育所</u> ）	7
産 業 部	H22年度	国民宿舎野呂高原ロッジ 野呂山ビジターセンター 野呂山レストハウス おんど観光文化会館うずしお くらはし桂浜温泉館 くらはし産業館万葉の里 川尻筆づくり資料館 グリーンピアせとうち 海駅梶ヶ浜ふるさと産品加工センター 姫ひじき塩の家 倉橋農産加工センター 倉橋歴史民俗資料館 長門の造船歴史館	13
	H23年度以降	かまがり古代土器製塩体験施設 かまがり古代製塩遺跡復元展示館 かまがり天体観測館 かまがり海と島の工作館 コテージかまがり かまがり温泉やすらぎの館 ふるさと体験交流施設（コテージ梶ヶ浜） グリーンヒル郷原 呉市海事歴史科学館 <u>港湾施設（呉中央棧橋ターミナル）</u> <u>恵みの丘蒲刈</u> <u>入船山記念館</u>	12
都 市 部	H22年度	駐車場（堺川，蔵本，呉駅西，阿賀駅前，本通） 地域駐車場（音戸，安浦大新開） 自転車等駐車場（広駅前，安登駅） 呉市営住宅（八幡アパートなど115所）	124
土 木 部	H22年度	狩留賀海浜公園 呉ポートピアパーク 有料公園駐車場（中通パーキングメーター，入船山公園，二河公園） 都市計画区域外公園（梶ヶ浜観松園）	6
教育委員会	H22年度	呉市文化ホール 蘭島文化振興施設（蘭島閣美術館など8施設） 二河野球場 陸上競技場 バレーボール場 テニス場 弓道場（近的，遠的） 体育館（呉，総合，倉橋） 呉市スポーツ会館 呉市二河屋内練習場 プール（市営，下蒲刈，川尻東，音戸，豊） 温水プール（市営，川尻，くらはし） 呉市総合スポーツセンター 倉橋テニス場 倉橋グラウンド	31
	H23年度以降	呉市野呂山セントラルロッジ 呉市蒲刈B&G海洋センター 呉市立美術館 <u>呉市御手洗地区文化施設（6施設）</u>	9
合 計			209

注1) を付した施設は、非公募から公募に変更した施設。以下同じ。

注2) 下線を付した施設は、直営から制度導入対象に変更した施設。以下同じ。

注3) 「(呉市保育所)」は、呉市保育所の統合・民営化基本計画に基づき、各保育所ごとに指定管理又は民間移管の検討を行った上で、対象施設を特定する予定であるため、施設数に計上していない。

公募対象施設のうち、近隣地域に所在する複数の施設を一括で管理することにより効率化が見込まれる施設

【下蒲刈・梶ヶ浜地区】 施設名は再掲

施設名	施設数
海駅梶ヶ浜ふるさと産品加工センター 姫ひじき塩の家 ふるさと体験交流施設（コテージ梶ヶ浜） 都市計画区域外公園（梶ヶ浜観松園） 蘭島文化振興施設（貝と海藻の家）	5

【川尻・野呂山地区】 施設名は再掲

施設名	施設数
国民宿舎野呂高原ロッジ 野呂山ビジターセンター 野呂山レストハウス 川尻筆づくり資料館 呉市野呂山セントラルロッジ	5

【倉橋・桂浜地区】 施設名は再掲

施設名	施設数
くらはし桂浜温泉館 くらはし産業館万葉の里 倉橋農産加工センター 倉橋歴史民俗資料館 長門の造船歴史館 体育館（倉橋） 温水プール（くらはし） 倉橋テニス場 倉橋グラウンド	9

【蒲刈・県民の浜地区】 施設名は再掲

施設名	施設数
かまがり天体観測館 かまがり海と島の工作館 コテージかまがり かまがり温泉やすらぎの館 恵みの丘蒲刈 呉市蒲刈B & G海洋センター	6

イ 非公募対象施設

所管部等	更新又は導入年度	施設名	施設数
福祉保健部	H22年度	川尻福祉センターふれあい 呉市身体障害者福祉センター 老人福祉センター（広西，昭和中央，安浦内海） 老人集会所（38所） 介護予防センター（倉橋，蒲刈，三寿） 児童館（宮原，二川，大坪谷，豊）	50
産業部	H22年度	呉市きんろうプラザ インキュベーション施設（サポート・コア，チャレンジ・コア，ジャンプ・コア） 豊農業団地センター 漁業共同利用施設（阿賀かき殻一時たい積場，豊浜製氷貯氷施設，豊浜水産物荷さばき施設を除く11施設） 漁船巻揚施設（13施設）	29
	H23年度以降	であいの館蒲刈 漁業共同利用施設（阿賀かき殻一時たい積場，豊浜製氷貯氷施設，豊浜水産物荷さばき施設）	4
合 計			83

(2) 直営で管理することが適当であると思われる施設

所管部等	施設名	施設数
市民部	隣保館（山の手会館など8館） コミュニティーセンター（山の手など13所）	21
福祉保健部	保健センター（東，西）	2
産業部	港湾施設（7港湾） 天応棧橋 下蒲刈農村環境改善センター 漁港施設（6漁港） 漁船管理施設（仁方，須川，オノ木） 豊浜漁民センターふれあい	19
土木部	準用河川	1
下水道部	下水道施設	1
教育委員会	テニス場（昭和，警固屋，大平山，豊浜，豊） エスキーテニス場 グラウンド（蒲刈，豊浜，川尻東） 安浦バスケットボール場 豊浜ゲートボール場 体育館（昭和，警固屋，下蒲刈，蒲刈，安浦，豊浜） 呉市安浦武道館 小学校（51校） 中学校（28校） 高等学校（1校） 幼稚園（2園）	100
水道局	水道施設	1
合 計		145

(3) 当面直営とし、施設の在り方や運営方法を引き続き検討する施設

所管部等	施設名	施設数
市民部	くれ市民協働センター 呉市つばき会館文化フロア 公民館（23館）	25
福祉保健部	公立下蒲刈病院（関連2施設含む） 蒲刈診療所 呉市保育所（26所） 呉市地域保育所（2所）	32
環境部	火葬場（下蒲刈など7所） 墓地（警固屋など13所） 公園墓地（川尻，音戸） 地域下水道施設（竹田浜住宅団地，坪井住宅団地）	24
産業部	下蒲刈海駅三之関観光物産販売所 あびの里いつき レイクパーク本庄 蒲刈ウォーキングセンター 御手洗歴史の見える丘公園 農村整備公園（天神鼻など5所） 川尻転作促進研修所 豊浜水産加工センター 豊ふれあい農産加工センター ふれあいの里下蒲刈 倉橋農業技術拠点センター 呉市地方卸売市場 安浦歴史民俗資料館	17
土木部	都市公園 都市計画区域外公園 吉浦駅自転車等駐車場	3
下水道部	集落排水処理施設（下島など8施設）	8
教育委員会	呉市大空山青年の家 呉市野外活動センター 呉市視聴覚ライブラリー 松寿苑 呉市豊ふるさと学園 地域社会教育施設（西宇土など6施設） 呉市豊浜ふるさと文化伝承館 体育館（大空山） 大浦崎スポーツセンター 豊スポーツセンター 図書館（7館） 呉市青少年指導センター	23
消防局	防災センター	1
交通局	市営バス	1
合 計		134

注) を付した施設は、制度導入対象から当面直営（施設の在り方等を検討）に変更した施設